

お客様 各位

岩倉市下本町燈明庵140-4
イオン社労士事務所

令和2年度の労働保険料の納付期限 及び年度更新手続きの申告時期

【1】令和2年度(2020年度)の納付期限

本年度の特例

			(期)	全期 (第1期)	第2期	第3期
			(年)	令和2年	令和2年	令和3年
通常の事業所 ※現金納付 の事業所	本年度	年間保険料額 40万円未満		8月31日	分割納付はできません	
		年間保険料額 40万円以上		8月31日	11月2日	2月1日
	従来	年間保険料額 40万円未満		7月10日	分割納付はできません	
		年間保険料額 40万円以上		7月10日	11月2日	2月1日
口座振替を 利用している 事業所	本年度	年間保険料額 40万円未満		10月13日	分割納付はできません	
		年間保険料額 40万円以上		10月13日	11月16日	2月15日
	従来	年間保険料額 40万円未満		9月7日	分割納付はできません	
		年間保険料額 40万円以上		9月7日	11月16日	2月15日
労働保険事務組合 委託事業所 ※愛知中央SR 経営労務センター	本年度			7月27日	10月30日	1月29日
	従来			6月29日	10月30日	1月29日

【2】令和2年度(2020年度)の労働保険の申告時期(年度更新)

	従来	本年度
通常の事業所 及び 口座振替利用事業所	令和2年6月1日～7月10日	令和2年6月1日～8月31日
労働保険事務組合委託事業所	申告時期 終了	